

2024年6月14日 全10頁

# 定額減税は所得下支え効果が大きいものの 経済効果は0.2~0.5兆円程度か

一斉給付に近い形になり、減税額はエネルギー代の増加額を上回る

経済調査部	シニアエコノミスト	神田 慶司
	エコノミスト	山口 茜
金融調査部	主任研究員	是枝 俊悟
	研究員	平石 隆太

## [要約]

- 3.3兆円規模の定額減税が2024年6月から翌年5月まで実施される。9割近くを占めるとみられる給与所得者への減税額を年収階級・実施月別に試算すると、定額減税の大部分は7月までに実施される（6月：1.7兆円程度、7月：0.6兆円程度）。8月から12月までの減税額は月あたり0.1兆円前後にとどまり、「夏の賞与支給時期の一斉給付」に近い形になるだろう。
- 定額減税の減税額と、政策・制度要因によるエネルギー代の増加額（2024年6月から1年間）を世帯属性別に試算すると、幅広い世帯で減税額がエネルギー代の増加額を上回る。とりわけ減税の恩恵が大きいのは、所得水準が比較的 low、子育て世帯を中心とした世帯人員の多い世帯だ。一方、恩恵が比較的小さいのは単身世帯や高所得世帯である。
- 減税・給付時の限界消費性向を0.1~0.3程度と推計した先行研究が多いことに加え、今回の定額減税では、①限界消費性向の高い低所得世帯が対象外、②所得弾性値の低い（あるいは不明確な）賞与の手取り額が定額減税で押し上げられる世帯が多い、③コロナ禍以降にマクロで見た限界消費性向が低下した可能性、といった点も指摘できる。これらを踏まえると、定額減税のGDP押し上げ効果は0.2~0.5兆円程度と試算される。定額減税は生活の安定には資するものの、消費喚起効果は慎重にみるべきだ。

定額減税が2024年6月から翌年5月まで実施される。これは岸田文雄政権が2023年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下、総合経済対策）に盛り込まれた施策で、1人あたり4万円が税額控除され、家計の可処分所得を押し上げる。

2024年1-3月期の実質家計最終消費支出は4四半期連続で前期比マイナスとなった。実質賃金の下落が続いたことが主因とみられる。今後も、政府の電気・ガス価格激変緩和対策事業の終了などによりエネルギー価格が上昇し、実質賃金を下押しすることになるが、定額減税は家計の所得環境を改善させるだろう。

そこで1章では、定額減税の仕組みを概観するとともに、マクロで見て定額減税がどのようなペースで実施されるのかを定量的に示す。2章では、減税額と政策・制度要因によるエネルギー代の増加額を世帯属性別に試算することで家計所得への影響を整理する。さらに、先行研究や今回の制度的・経済的特徴を踏まえた上で定額減税による経済効果を試算する。

## 1. 定額減税はいつ、どれくらいの規模で実施されるか

### 定額減税の目的と仕組み

総合経済対策では定額減税について、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置」と説明している。また減税の規模については、「過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、国民負担率の高止まりが続いてきたこと」も踏まえるとされ、「令和6年度税制改正の大綱」（2023年12月22日閣議決定）では見込額を3.3兆円とした。

定額減税の対象者は、給与年収2,000万円以下（合計所得金額1,805万円以下）の納税者および配偶者を含む扶養親族である（対象外の低所得世帯には一定額を現金給付<sup>1</sup>）。前述のように、1人あたり4万円（所得税3万円＋個人住民税1万円）の減税が2024年6月から行われる。

所得税と個人住民税では減税方法が異なり、それぞれ以下のように実施される。

#### <所得税>

給与所得者は、2024年6月1日以降に支払われる給与および賞与の所得税額から減税額が控除される。1回の給与等の支払いで控除しきれない部分については、それ以後の2024年中に支払われる給与等の所得税額から順次控除される。2024年中の源泉徴収額から控除しきれない金額がある場合、差額相当分の給付金が支給（調整給付）される（2025年の源泉徴収額から控除されることはない）。

<sup>1</sup> 総合経済対策では、低所得世帯に対して以下の現金給付が措置された。住民税非課税世帯には1世帯あたり7万円（2023年夏以降に給付された同3万円と合わせると同10万円）と18歳以下の児童1人あたり5万円の給付が2023年末から始まった。また、住民税均等割のみ課税される世帯には1世帯あたり10万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が2024年2～3月に順次給付された。

## <個人住民税>

通常、給与所得者の個人住民税は当年度分の住民税額が12等分され、6月から翌年5月までの給与から徴収される。一方で定額減税が実施される2024年度分については、6月の給与からは徴収されず、7月から翌年5月までの給与から、定額減税額（1人あたり1万円）控除後の年間住民税額を11等分した額が徴収される。年間の納税額は減少するものの、等分する月数が通常よりも1カ月少ないため、一定の所得水準を超える者は7月以降の月間の住民税が増加することになる。

### 高所得者ほど2024年6月に減税が集中し、その後は住民税が増加

定額減税はいつ、どれくらいの規模で実施されるのだろうか。国税庁「民間給与実態統計調査」（原則2022年分）に基づき、給与所得者について納税者1人あたりの定額減税額（扶養親族を含む）を年収階級・実施月別に試算した結果が**図表1**である。

**図表1：年収階級・実施月別に見た給与所得者の定額減税額**

（定額減税が行われなかった場合との差額、千円）

年収	納税者1人あたりの減税額（扶養親族含む）												総額		
	2024年						2025年								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			5月	
100万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100～300万円	6.3	3.5	3.5	4.0	3.5	4.0	7.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	36.1
300～500万円	24.7	12.6	6.0	6.0	5.6	2.9	3.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	62.8
500～600万円	45.3	26.0	3.8	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	74.6
600～1,000万円	70.0	22.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	84.8
1,000～2,000万円	118.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	-4.2	71.8
2,000万円超	49.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-49.8	0	0	0	

（注）国税庁「民間給与実態統計調査」（原則2022年分）に基づいて試算した各月の減税額（マイナスは増税額）で、年収階級ごとの扶養人員の分布を考慮（年少扶養親族の分は、年少扶養控除廃止時の統計を考慮して反映）。年収300万円以下の者は賞与がないものとし、年収300万円超の者のうち半数は6・12月に賞与が支給され、残り半数は7・12月に支給されると想定。赤枠部分は定額減税の対象者。

（出所）国税庁統計より大和総研作成

年収100万円以下の者は住民税非課税（所得税も非課税）であり、定額減税の対象とならない。この者の所属する世帯は、総合経済対策に盛り込まれた現金給付の対象となるか、または同一世帯内の扶養者が定額減税を受けることになる。

年収100～300万円の者は、2024年分の所得税から定額減税額を控除しきれない。すなわち、2024年6～12月に源泉徴収される所得税がゼロになり、2024年1月から5月の源泉徴収された所得税は2024年12月の年末調整時に還付される。さらに、所得税から控除しきれない定額減税額は調整給付の対象となる。

年収300万円超2,000万円以下の者は、2024年分の所得税から定額減税額が全額控除され、

年収がより高い者ほど所得税からの控除がより早く終わる。年収 300～500 万円の者は 12 月の給与（年末調整）まで、年収 500～600 万円の者は 8 月の給与まで、年収 600～1,000 万円の者は夏の賞与か 7 月の給与まで、年収 1,000 万円超の者は 6 月中に控除が終わる。

**図表 1** を見ると、年収 500 万円超 2,000 万円以下の者は、7～9 月から翌年 5 月までの減税額がマイナス（増税）となっている。これは前述のように、6 月の住民税は徴収されず、7 月から翌年 5 月までの 11 カ月で年間の納税額を徴収するため、年収が高い者ほどその影響が大きくなる。

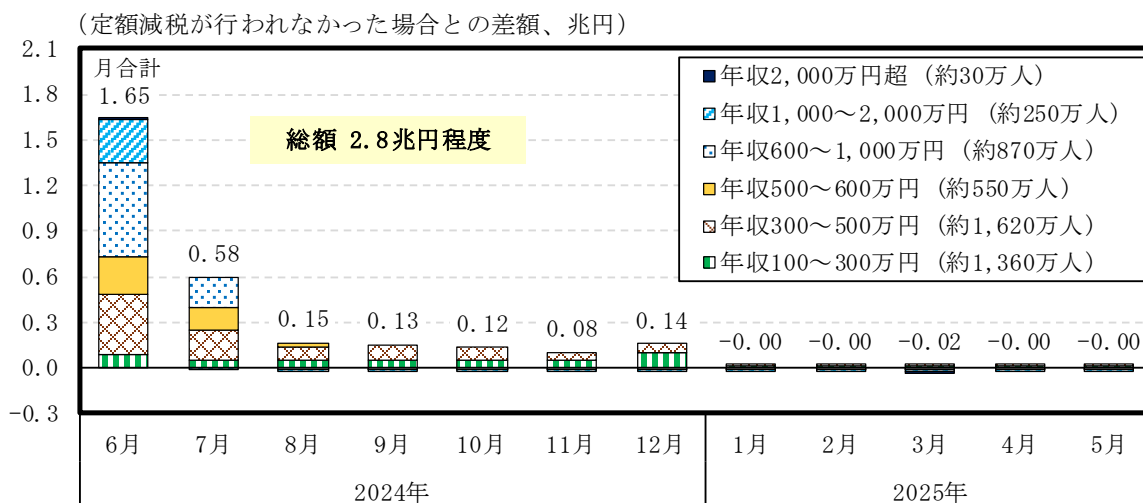
年収 2,000 万円超の者は定額減税の対象外である。しかし、定額減税が始まる時点では 2024 年の年収が未確定であるため、いったん所得税の定額減税が行われる。その後、2024 年の年収が 2,000 万円超であることが確定したら定額減税の対象から除外され、2025 年 3 月の確定申告時に定額減税分を追加納税することになる<sup>2</sup>。

### マクロで見ると、定額減税は「夏の賞与支給時期の一斉給付」に近い形に

**図表 1** で試算した年収階級別の納税者 1 人あたり定額減税額に人数を掛け合わせることで、マクロベースに修正したものが**図表 2** である。総額は 2.8 兆円程度であり、3.3 兆円と見込まれている定額減税額の 9 割近くが給与所得者への減税に充てられると試算される。

さらに、給与所得者への定額減税総額の大部分が 7 月までに実施される（6 月：1.7 兆円程度、7 月：0.6 兆円程度）。8 月から 12 月までの減税額は月あたり 0.1 兆円前後にとどまる。定額減税の実態としては、「夏の賞与支給時期の一斉給付」に近いものとみてよいだろう。

**図表 2：年収階級・実施月別に見た給与所得者の定額減税額の総額（マクロベース）**



(注) 前提は図表 1 と同様。

(出所) 国税庁統計より大和総研作成

<sup>2</sup> 住民税の定額減税の対象者は、2023 年の年収が 2,000 万円超であるか否かで判定されるため、減税が実施される前に対象者が分かる。このため、定額減税の対象とならない者は、通常通り、2024 年度分の住民税額が 12 等分され、2024 年 6 月以降に毎月の給与から徴収される。

## 2. 定額減税による家計所得の下支え効果と経済効果

### 定額減税とエネルギー負担増を加味した家計所得への影響は？

2024年6月から定額減税が始まった一方、政府の電気・ガス価格激変緩和対策事業による電気・ガス代の補助は6月請求分で半減し、翌月以降はなくなる<sup>3</sup>。政府は4月末までとしていた燃料油価格激変緩和補助金（以下、ガソリン補助金）を「一定期間延長」としており、本稿執筆時点でその期限は未定だが、終了すればガソリン代や灯油代などが上昇する。

このほか、5月からは2024年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）単価が適用され、1.40円/kWhだった単価は3.49円/kWhへと引き上げられた。例えば、電気使用量が260kWh/月の平均モデル世帯では電気代が543円/月上昇した。

定額減税の減税額や政策・制度要因によるエネルギー代の増加額は世帯構成や所得水準などによって異なるが、世帯属性別に見た場合、家計所得はどのように変化するのだろうか。

### 所得水準が低めの子育て世帯などでは定額減税の恩恵がとりわけ大きい

2024年6月から翌年5月までの1年間の家計所得への影響を、世帯年収と世帯構成のマトリックスで示したものが**図表3**である。

ここでは、総務省「2019年全国家計構造調査」における世帯類型別年収五分位のデータを用いた。ただし、同調査は基本的に2019年10月、11月のデータに基づくが、その時期のデータの季節性や、消費増税直後の時期であるという特殊性、その後の家計の消費・所得水準の変化等を考慮し、総務省「家計調査」を利用して2023年度の金額に調整した。さらに、定額減税の対象外の世帯（低所得世帯と世帯主が年収2,000万円超の世帯）を除きつつ、ガソリン補助金は2024年9月末で終了すると想定した。

**図表3**で掲載した全ての世帯では、定額減税額が政策・制度要因によるエネルギー代の増加額を上回り、可処分所得を押し上げている。この点において、定額減税による家計所得の下支え効果は大きいといえる。

定額減税による恩恵が2023年度の可処分所得対比で特に大きいのは、所得水準が比較的 low、子育て世帯を中心とした世帯人員の多い世帯である。中でも**図表3**の赤枠線で囲った世帯では、政策・制度要因によるエネルギー代の増加額を除いた減税額が可処分所得を2%以上押し上げる。こうした世帯の割合は、減税対象の勤労者世帯の10%程度とみられる。

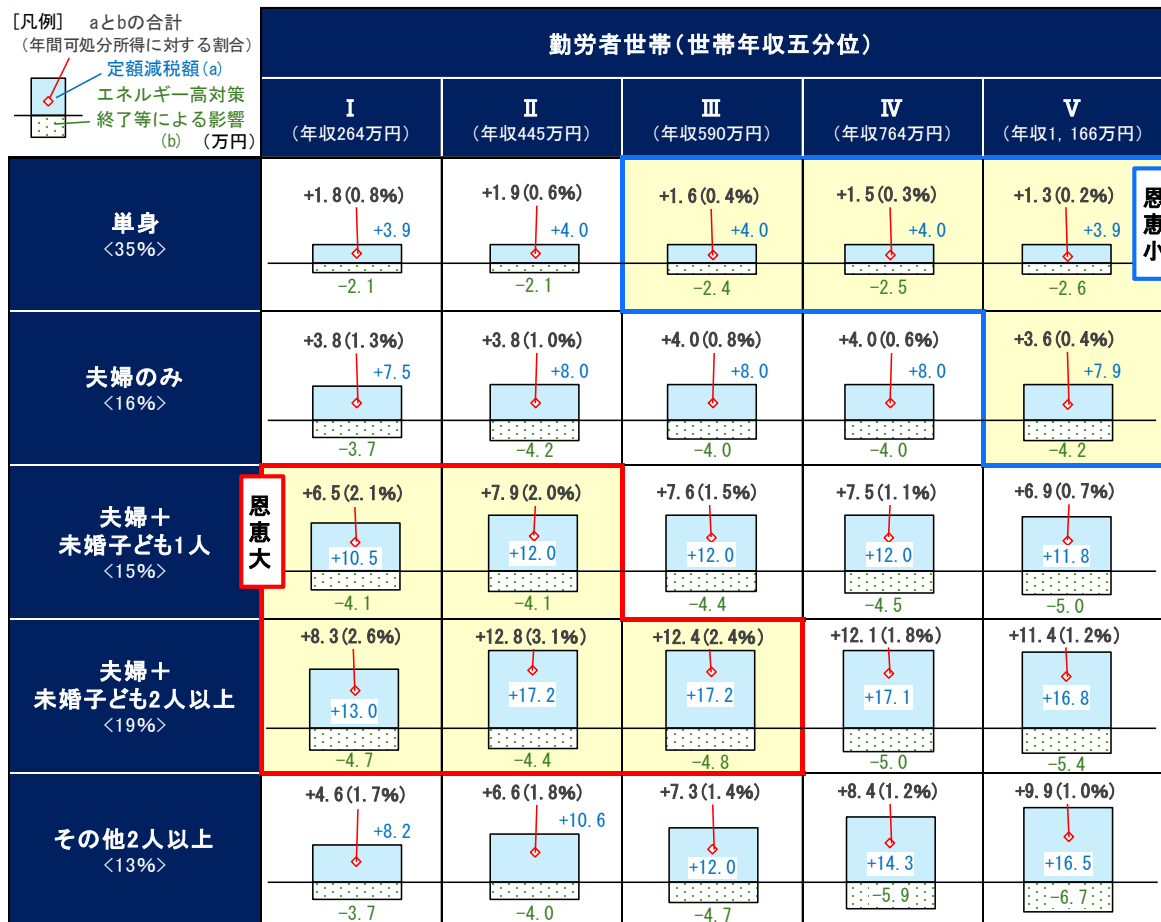
一方、恩恵が比較的小さいのは単身世帯や高所得世帯である。**図表3**の青枠線で囲った世帯は減税対象の勤労者世帯の15%程度を占め、政策・制度要因によるエネルギー代の増加額を除いた減税額は可処分所得対比で0.5%に満たない。

<sup>3</sup> 2024年4月使用分（5月請求分）までは家庭向け（低圧）で3.5円/kWh、都市ガスで15円/m<sup>3</sup>が補助されていたが、5月使用分（6月請求分）で補助が半減し、6月使用分（7月請求分）以降は補助がなくなる。



図表3：定額減税とエネルギー高対策終了・再エネ賦課金上昇が家計にもたらす影響

(2024年6月～2025年5月の1年間)



(注1) 総務省「2019年全国家計構造調査」のデータに基づきつつ、同「家計調査」を用いて2023年度の金額に調整。<>内の数値は2019年の該当世帯の割合で、年収五分位別に記載した年収額は2023年の平均値。

(注2) 住民税非課税世帯は定額減税の対象外であるため、その影響を年収第I分位から除いた。同様に、年収2,000万円超の者及びその扶養親族も定額減税の対象外であるため、世帯主の年収が2,000万円以上の世帯の影響を年収第V分位から除いた。

(注3) 「エネルギー高対策終了等による影響」は、電気・ガス価格激変緩和対策事業と燃料油価格激変緩和対策事業(ガソリン補助金)の終了と、再生可能エネルギー発電促進賦課金の引き上げによる2024年6月～2025年5月の1年間の影響を指す。ガソリン補助金は2024年9月末に終了すると想定。

(出所) 総務省統計より大和総研作成

### 定額減税による消費喚起効果は限定的か

このように、定額減税による家計所得の下支え効果は大きいとみられる一方、減税や給付に関する先行研究や、今回の制度的・経済的特徴を踏まえると、消費の喚起を通じた経済効果は限定的とみられる。

結論を先取りすれば、3.3兆円の定額減税によるGDPの押し上げ効果は0.2～0.5兆円程度にとどまると試算される。

## 過去の減税・給付金における限界消費性向は0.1～0.3程度との推計結果が多い

減税などの政策による消費喚起効果は、限界消費性向（所得が増えたときに、そのうちどれくらいの割合が消費に回るか）で測ることが一般的である<sup>4</sup>。また前述のように、今回の定額減税は「夏の賞与支給時期の一斉給付」に近い形になるとみられるため、過去の給付金に関する分析も参考になりそうだ。

そこで、1998年に実施された定額減税（追加減税分を合わせて1人あたり5万5,000円、扶養親族等は同2万7,500円）に加え、2009年の定額給付金（全国民に1人あたり1万2,000円を給付しつつ18歳以下と65歳以上は8,000円を加算）と、2020年の特別定額給付金（全国民に10万円を一律給付）に関する主な先行研究をまとめたものが**図表4**である。

**図表4：国内の所得減税・給付金での限界消費性向に関する主な先行研究**

		限界消費性向	備考
定額減税 (1998年)	Hori and Shimizutani (2002)	0.1程度	減税当初は0.6～0.7程度 1990年代の所得減税全体の 推計値
	中村 (2007)	0.4程度 (流動性制約のない世帯)	
定額給付金 (2009年)	坂本 (2010)	0.22	
	内閣府 (2010a)	0.33	
	内閣府 (2012)	0.25	
特別定額給付金 (2020年)	Kaneda et al. (2021)	0.06～0.27	ベンチマーク指標で0.16
	Kubota et al. (2021)	0.49	
	宇南山・古村・服部 (2021)	0.1程度	家計調査ベースで0.17
	Ueda (2023)	0.2程度	
	内閣府 (2023)	0.22	

(出所) 各種資料より大和総研作成

1998年の定額減税に関する先行研究は限られているが、その中で堀・清水谷 (Hori and Shimizutani (2002)) は総務省「家計調査」の個票データから減税の効果を分析した。限界消費性向は当初0.6～0.7程度まで高まったものの、その後の数カ月を含めると0.1程度まで低下したという。流動性制約にあると考えられる家計ではより大きな効果を持ったが、全体的には大きなプラス効果を持ち得なかったと評価している。

定額給付金や特別定額給付金に関する主な先行研究を見ると、利用するデータ（総務省「家計調査」などの個票データ、アンケート調査、家計簿アプリデータなど）や分析手法などに違いがあるものの、限界消費性向は0.2～0.3程度との推計結果が多い<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 定額減税や給付金などの効果の検証は、ライフサイクル・恒常所得仮説における「過剰反応テスト」といわれる。予期された所得変動に対して家計は反応しないという仮説に対して有意に反応するかどうかを、限界消費性向などを基に推計することで検証される。清水谷 (2005) によると、これまでに米国をはじめとして膨大な実証研究が蓄積されているが（ただし日本では蓄積が十分でない）、ほとんどの場合、家計消費は予期された所得の変動に反応することが明らかになっており、一定の消費喚起効果が認められている。

<sup>5</sup> プレミアム付商品券 (2015年) や地域振興券 (1999年) について内閣府 (経済企画庁) がアンケート調査から集計した限界消費性向 (消費喚起効果) は0.3程度であった。

## 低所得世帯が対象外で賞与手取り額が増加しやすいことは消費喚起効果の低下要因に

今回の定額減税では、限界消費性向が比較的高い低所得世帯は対象外（現金給付の対象）である。そのため消費喚起効果は、全国民を対象とした定額給付金や特別定額給付金のそれを下回る可能性が高い。この点、特別定額給付金の効果を検証した内閣府（2023）によると、限界消費性向は家計全体で0.22程度だったが、等価所得<sup>6</sup>が下位3分の1のグループでは0.32程度と有意に推計された一方、中上位のグループでは有意な推計結果とならなかったという。

さらに今回は、夏の賞与手取り額が増加する形で減税される世帯が多いことも消費喚起効果を抑える一因になり得る。当社の「[第221回日本経済予測（改訂版）](#)」（2024年6月10日）では、フルタイム（正社員）とパートタイムについて、それぞれ所定内給与、所定外給与、特別給与（賞与等）、雇用者数が増加したときの家計消費の感応度（弾性値）を推計した。その結果、正社員の所定内給与と雇用者数の弾性値は高かった一方、特別給与の弾性値はかなり低く、係数は統計的に有意ではなかった。

## 限界消費性向はコロナ禍以降に低下した可能性

日本の限界消費性向は、コロナ禍以降に低下した可能性があることも留意する必要があるだろう。先行研究を見ると、限界消費性向を長期時系列のデータで作成したものは宮崎（2022）や内閣府（2010b）などに限られる。そこで**図表5左**では、マクロで見た家計の所得弾性値を推計し、これに平均消費性向を乗じることで限界消費性向の長期推移を示した。また、所得弾性値は経済構造の変化などで変化している可能性を踏まえ、推計には時変パラメーターを使用した。

推計結果を見ると、限界消費性向は2000年以降横ばい圏で推移していたが、コロナ禍直後に大きく低下した。その後は回復傾向が続いているものの、依然としてコロナ禍前の水準を下回る。さらに、勤労者世帯の年収五分位別に限界消費性向を推計すると（**図表5右**）、日本銀行（2016）などの先行研究と同様、年収の低い（高い）世帯ほど限界消費性向が高い（低い）という傾向が見られる。だが、限界消費性向は2017～18年度から2022～23年度にかけてどの分位でも低下した（2022～23年度の第IV分位の係数は統計的に有意ではない）。これらの分析は、以前よりも所得の増加が消費に結びつきにくい状況になったことを示唆する。

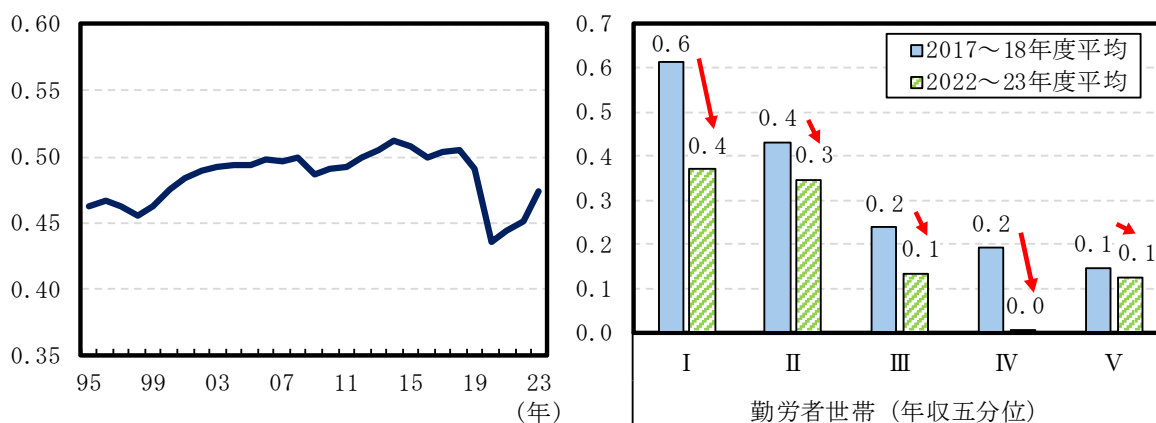
金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」において、老後の生活について「非常に心配である」と回答した世帯割合は2017～18年で37.0%だったが、2022～23年では39.2%へと上昇した。一部の世帯で将来不安が高まっていることが窺える<sup>7</sup>。さらに、老後の生活を心配している世帯の理由を確認すると、「生活の見通しが立たないほど物価が上昇することがあり得ると考えられるから」と回答した世帯が22.4%から36.7%へと大幅に上昇した。足元の物価高を背景に将来の生活を心配している人々の深刻度が増しており、それが限界消費性向の低下の一因になったと考えられる。

<sup>6</sup> 年間収入を世帯人員の平方根で除して求めた所得。

<sup>7</sup> 老後の生活について「心配していない」と回答した世帯も増加しており（2017～18年18.8%→2022～23年21.6%）、家計の将来不安は二極化が進んでいると考えられる。



図表 5：マクロで見た限界消費性向の長期推移（左）、年収五分位別に見た限界消費性向（右）



(注 1) 左図は内閣府「国民経済計算」ベース。限界消費性向は以下の式で推計した所得弾性値に平均消費性向(=家計最終消費支出÷家計可処分所得)を乗じることで算出。推計期間は1981~2023年で、カルマンフィルターによる時変パラメーターの推計。所得弾性値はフィルタリング推定値。

$$\ln(\text{家計最終消費支出}) = \beta_1 \times \ln(\text{家計可処分所得}) + \beta_2 \times \ln(\text{家計純金融資産}(-1)) + \text{定数項}$$

(注 2) 右図は総務省「家計調査」の二人以上世帯ベース。限界消費性向は、年収五分位で以下の式で推計した所得弾性値に平均消費性向(=消費支出÷可処分所得)を乗じることで算出。推計期間は2002~23年度で、カルマンフィルターによる時変パラメーターの推計。所得弾性値はフィルタリング推定値。最終年度の可処分所得の係数( $\beta_1$ )は、第I、II分位は1%有意、第III、V分位は10%有意、第IV分位は有意でない。

$$\ln(\text{消費支出}) = \beta_1 \times \ln(\text{可処分所得}) + \beta_2 \times \ln(\text{貯蓄}(-1) / \text{負債}(-1)) + \beta_3 \times \text{世帯人員} + \beta_4 \times \text{世帯主の年齢} + \beta_5 \times (\text{世帯主の年齢})^2 + \text{定数項}$$

(出所) 内閣府、総務省統計より大和総研作成

### 3.3 兆円の定額減税によるGDPの押し上げ効果は0.2~0.5兆円程度か

以上をまとめると、減税・給付時の限界消費性向を0.1~0.3程度と推計した先行研究が多いことに加え、今回の定額減税では、①限界消費性向の高い低所得世帯が対象外、②所得弾性値の低い(あるいは不明確な)賞与の手取り額が定額減税で押し上げられる世帯が多い、③コロナ禍以降にマクロで見た限界消費性向が低下した可能性、といった点も指摘できる。

そこで限界消費性向を0.1~0.2と低めに想定すると、3.3兆円の定額減税で個人消費は0.3~0.7兆円程度増加する。ただし、消費の増加は輸入を誘発する(需要増の一部は輸入で賄われる)ため、GDPは消費ほどには増えない。当社の短期マクロモデルを利用すると、消費1兆円の増加でGDPは0.69兆円増加する(4四半期の平均値)<sup>8</sup>。この係数を利用すると、定額減税によるGDPの押し上げ効果は0.2~0.5兆円程度と試算される。

個人消費の本格回復には、恒常所得ともいえる所定内給与の増加が重要だ。当面は2024年春闘でのベースアップ率の大幅引き上げが、マクロの名目賃金上昇率をどの程度押し上げるのかが注目される。定額減税は生活の安定には資するものの、消費喚起効果は慎重にみるべきだ。

<sup>8</sup> 産業連関表を利用して同様の試算を行うことも可能だが、減税や給付による消費喚起効果は短期間で発生するものであり、付加価値誘発係数などで暗に想定されている時間軸との乖離が大きい。そのため、ここでは当社の短期マクロモデルで算出した係数を利用した。

**【参考文献】**

- Hori, M. & Shimizutani, S. (2002) “Micro Data Studies on Japanese Tax Policy and Consumption in the 1990s”, *ESRI Discussion Paper Series* No.14.
- Kaneda, M., Kubota, S. & Tanaka, S. (2021) “Who spent their COVID-19 stimulus payment? Evidence from personal finance software in Japan”, *COVID Economics 75*, *CEPR Press*, Paris & London.
- Kubota, S., Onishi, K., & Toyama, Y. (2021) “Consumption responses to COVID-19 payments: Evidence from a natural experiment and bank account data”, *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol.188, pp.1-17.
- Ueda, K. (2023) “Marginal Propensity to Consume to Two-Time Income Shocks”, *CIGS Working Paper Series*, No.23-008E
- 宇南山卓・古村典洋・服部孝洋 (2021) 「コロナ禍における現金給付の家計消費への影響」、RIETI ディスカッション・ペーパーシリーズ、21-J-022
- 経済企画庁 (1999) 「地域振興券の消費喚起効果等について」
- 坂本和靖 (2010) 「『定額給付金』の世帯消費への影響—『消費生活に関するパネル調査』を用いて」、『季刊家計経済研究』 No. 88, pp. 6-16
- 清水谷論 (2005) 『期待と不確実性の経済学』、日本経済新聞社. pp. 57-92.
- 内閣府 (2010a) 「『定額給付金に関連した消費等に関する調査』の結果について」
- 内閣府 (2010b) 『平成 22 年度 年次経済財政報告』
- 内閣府 (2012) 「定額給付金は家計消費にどのような影響を及ぼしたか — 「家計調査」の個票データを用いた分析—」 (政策課題分析シリーズ 8)
- 内閣府 (2017) 「地域消費喚起・生活支援型交付金事業における効果検証に関する報告書 (概要版)」
- 内閣府 (2023) 「特別定額給付金の家計消費に与えた影響 —リアルタイムに記録される家計簿アプリデータを活用した分析—」 (政策課題分析シリーズ 22)
- 中村洋一 (2007) 「1990 年代の所得減税と家計消費」、『季刊家計経済研究』 No. 73, pp. 80-85
- 日本銀行 (2016) 「経済・物価情勢の展望 (2016 年 10 月)」
- 宮崎浩伸 (2022) 「限界消費性向の実証分析」、『証券経済研究』 第 120 号, pp. 45-63